



平成 20 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 ホウライ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 中尾 秀光  
(JASDAQ・コード 9679)  
問 合 せ 先  
役 職 常務取締役兼常務執行役員  
総合企画部長  
氏 名 吉森 俊和  
電 話 番 号 03-3546-2921

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 20 年 11 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 12 月 19 日開催予定の第 125 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号)により、「証券取引法」(昭和 23 年法律第 25 号)が「金融商品取引法」に改組され、金融商品取引法に定めるデリバティブ取引の対象が拡大することとなったため、当社現行定款第 2 条(目的)を一部変更するものであります。

##### 2. 定款変更の内容

現行定款と変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むをもって目的とする。 <u>6.デリバティブ取引の取扱に関する業務</u> 7から 8 (省略) 9.損害保険会社、生命保険会社に対する証券取引法に定める <u>特定証券業務</u> の委託の斡旋および支援 <u>10 から 24</u> (省略)	(目的) 第 2 条 当社は次の業務を営むをもって目的とする。 (削除) <u>6</u> から <u>7</u> (現行どおり) <u>8</u> .損害保険会社、生命保険会社に対する <u>金融商品取引法</u> に定める <u>特定金融商品取引業務</u> の委託の斡旋および支援 <u>9</u> から <u>23</u> (現行どおり)

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)

平成 20 年 12 月 19 日(金曜日)

定款変更の効力発生日(予定)

平成 20 年 12 月 19 日(金曜日)

以 上